

平成29年6月定例会 総務委員会（付託）

平成29年6月26日（月）

〔委員会の概要 政策創造部関係〕

井川委員長

ただいまから、総務委員会を開会いたします。（10時33分）

直ちに、議事に入ります。

これより、政策創造部関係の調査を行います。

政策創造部関係の付託議案はありませんが、この際、理事者側から報告事項があれば、これを受けすることにいたします。

【報告事項】

なし

安井政策創造部長

理事者におきまして、報告すべき事項はございません。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

井川委員長

それでは、これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

中山委員

先日の、公安委員会関係の総務委員会の中で庄野委員が質問をしました。また、樫本委員が本会議でも質問をして、私も昨年11月定例会におきまして、民泊について質問をさせていただきました。

県は、これからどんどん民泊の推進をするということなんですけれども、まず、3大国際スポーツ大会は、2019年、2020年、2021年とありますけれども、本県においては今年から世界大会が始まるわけで、ラフティングが三好市で行われます。

それで、外国人観光客がたくさん来ます。しかしながら、なかなかホテルの数、宿泊数の確保が非常に難しい問題となっている中、そういう観点から民泊の推進をしているわけですけれども、今日の日経新聞の一面にも書かれておりましたように、やはり全国的に無許可民泊とかいうふうなトラブルが増えているような、いろんなトラブルがあると思います。

今、その辺のトラブルは、どういうトラブルがあるのかという把握はされておりますでしょうか。

渡邊地方創生局次長

ただいま、中山委員から民泊のトラブルに関する御質問を頂きました。

県のほうで調査というものはしておりませんが、全国的に国のほうからの事案で

言いますと、例えばトラブルということで、騒音の問題が発生したりとか、あるいは町内会のルールを守っていない、ごみ出しのルールとかを含めてそういったものが守られていないとか、あるいはネットとかの情報ですけれども、窃盗が発生したりだとか、そういったものが起こっていることは承知しております。

中山委員

金曜日の委員会で、庄野委員は施設側の問題を指摘されました。盗撮とかそういったことがあってはならないので、監視体制を強化すべきだというような質問があったと思います。

私からは泊まる側、全てが善意の気持ちで、泊まるということには限らないと思うんですね。地方の人たちというのはやはり、特に徳島県は、おもてなし精神がありまして、誰でも困っている人を助ける、ウェルカム体制で臨むのかなと思います。やはり悪意を持った宿泊客もいるのではないかと思います。

だから、まず、民泊の許可をするときに、こういう事例があるので気を付けてくださいとか、例えば今おっしゃった騒音とかごみ出し、近所迷惑ですよとか、窃盗がありますよとか、貴重品は置かないようにしてくださいねというような、徹底はできているのでしょうか。

渡邊地方創生局次長

まず、今回新しく民泊新法という形で、住宅宿泊事業法というものが今月の9日に成立したところでございます。これは委員のおっしゃるとおり、これからオリンピック・パラリンピックとか、ワールドマスターズゲームズとかそういったものを見据えた形での宿泊事業に対応するものでございます。

一方で、今まで先ほど委員もおっしゃったとおり、旅館業法の許可、簡易宿舎の許可というものが必要だけでも、実態としてそういった宿舎やホテルでないものが横行していると。そうしたものを、ルールを一定、定めて、健全な民泊のルールをつくりましょうということで今回の法律ができたところでございます。

この法律につきましては、9日に成立して公布が6月16日ということで、1年以内の施行と決まっています。来年の春に向けて施行の準備をしていくということになっております。そういう意味で、これから夏から秋にかけて、国のほうから政令とか省令と併せてトラブルに留意した新たな民泊サービスの制度の運用指針というものが、準備される予定になっております。

こうしたものをしっかりと情報収集した上で、対応していきたいと考えております。

中山委員

民泊新法が整備されて施行されたという答弁であったのですけれども、やはり、徳島県としては民泊先進県として、相談窓口の設置が急務ではないかなと思うんです。やはり、こういうトラブルがあったときはどうしたらいいのかと、どこに問い合わせたらいいのかということが、まず分からないのではないかと思います。

ですから、もし何かあったときに、こういう窓口がありますよというのを徳島県が他県

に先んじて、そういう窓口を設置して、いつでもこういうトラブルになったらここに相談してくださいというふうなことを広報したらどうかなと思うんですが、いかがでしょうか。

渡邊地方創生局次長

ただいま、中山委員から相談窓口についての御質問を頂きました。

まず、今回新しくできた法案の中で国において情報共有するシステム、これは警察もそうですし、いわゆる建築、消防部局そういったものを一貫して共有できるシステムの構築をすることとなっております。

あわせて、一元的な相談窓口といたしまして、民泊110番というコールセンターが創設されるという方向で検討が進められております。今後、このシステムであったり、ワンストップの窓口の設置を図る上で、国と民泊事業者の監督権限を有する都道府県との間で情報共有の方法、役割分担、連携体制の在り方が検討事項となっておりますので、こうした国の動きも見据えまして、県内の関係部署、庁内の関係部局と連携を図りながら、適切に対応していきたいと考えております。

またあわせて、民泊につきましては、防犯とか消防、建築、衛生管理といった多岐にわたる問題が発生することが想定されますので、我々、政策創造部が調整役となりまして、庁内の関係部局をはじめ、県警察、消防、市町村との機能的な連携を図って、安全安心な民泊を進めていきたいと考えております。

中山委員

民泊110番のコールセンターの設置というふうなことを伺ったんですけれども、やはり全国から問合せがくるので、なかなかワンストップに収まらないのかなと思うんです。やはり、徳島県で発生した事例というのは徳島県で受けて、すぐに対応できるような体制の構築というのが大事ではないかと思えます。

これから、どんどん民泊が増えてくると思います。増えざるを得ない状況が、今の宿泊施設の数等を鑑みてもそういうふうな状況になると思いますので、事前にその防犯体制を提供する側も提供される側も、こんなことがあって徳島県に行ったらこんなことがあったとか言われたんでは、せっかくおもてなしの精神と今頑張っている徳島県なのにそういうふうな風評被害で観光、交流人口が減ることがないように是非、気を付けていただきたい。

トラブルのないような民泊の推進を、まず図っていただきたいと思いますので、これは要望だけにしておきます。

西沢委員

いつも一般質問をするときに非常に気になるんですけれども、昔、元県議会議員の北岡秀二氏が県議会議員を辞める最後の一般質問のときに、企画調整部の調整の在り方、力の在り方そのものを問題に取り上げられまして、私もそのとき非常にそうだなと思いました。

その後、元県議会議員の阿川利量氏が横の調整で、横の予算というのを一般質問で言わ

れて、その明るく日の新聞に一面にトップで出たということがございました。

一般質問をするときに、例えば一つのことを捉えたときに、その担当部局というのが非常に狭い範囲でやったりするわけですよ。横の調整そのものができていない。

私から言いますと質問をするときに、広範囲にわたるときには横の調整をちゃんとやってほしいなど。その中で答えを出してほしいなど、そういうことがままあるんですね。

だから、昔から言われている横の予算関係、横の調整関係、これはどうなっているのか。もう何十年前から言われていることが、今どうなっているんですか。

加藤総合政策課長

庁内の横の連携がどうなっているかという御質問でございます。

委員からお話のように、かつては一つの部、一つの課で完結した事業が多かったような気がします。最近ではいろんな関係部局、関係課と連携して事業を構築していく、そういう流れに変わってきているのだろうと認識しております。

テーマによっては、統括本部を設けたりして、横連携を図っていくということがございますし、当部におきましてもかつては企画調整部という名前で、今は政策創造部となっておりますが、政策提言とか行動計画、サマーチャレンジ等ございますが、しっかりと横との連携を図りながら事業を進めていくところでございます。

西沢委員

例えば、チームの数とか、横の連携をやっている事例がどのくらいあるのかというのは、この二十何年くらい前から段々増えてきていますか。

加藤総合政策課長

20年前から比べてどうかというのは、ちょっとはっきりとは分かりませんが、今年度であれば統括本部が四つございます。

それから、若手の意見を吸い上げるということでタスクフォースが去年から設置されておりますが、それぞれテーマによっていろんな部局から若手に集まってもらうというやり方をとっております。そのタスクフォースが、確か今年度は50個以上立ち上がっているかと思えます。

かつてから、そういうテーマによって関係部局を集めたチーム、それから会議というのはございましたが、やはり、近年それが増えているんだろうなと考えております。

西沢委員

今のお話だったら、普通のお話にはそういう横の調整そのものが、かなり強化されてきたということですね。

でも、一般質問をするときには、時間って当然ありませんよね。でも、大分前から出しても一緒なんですよ。大分前からこんなことをやりますと言っても、その一つの部局の担当の所だけしか、話がなかなか進まないというのもしばしばあります。

当然ながら、横のチームをつくって横の連携で話をまとめるという問題があったとしたら、大分前にこんなやり方を言っておいたら、横の調整をやって総合的な答えを出し

てもらおうとかいう形は、とってほしいような気がします。どうも、そういう体制にはなっていない気がします。

そこらあたりをもっとこれからは、言ってすぐというのは無理ですよ。今日言って、明日全体で答えを出せというのは無理ですけども、大分前からこんなことをやりますから、これはこういう形の中でまとめてほしいとか、そういう時間をかけてできるようなときであったら、できるだけそういう調整機能を果たしてやってほしい。そんな事例がいろいろあった気がするんですね。

当然ながら、質問を最終的にこういうふうにするとは分かんけど、あらかじめこんなことをやると言ったら全体の話の中で、例えば一つの問題を捉えて、一つの部署でないんだったら構わんけど、横の関連をするようなものは、時間があるときにはそういうことの体制の中で答弁を頑張ってもらいたいと思うんです。

どうもそれが最近、特に気になって仕方ないんです。そういう調整をするのが、政策創造部だと思います。

加藤総合政策課長

議会の代表・一般質問の答弁のお話でございますが、当然、質問項目が前日に分かればその所管というか、主務部局のほうを中心になるわけございまして、それが他部局と関連があるということであれば、十分な調整を図った上で、そういう作業になるかと思えます。

西沢委員

では、これから質問したときに、私の部署はここですからこれだけしか話できませんということは言いませんね。それはちゃんと確約してほしいです。私はこの部署ですから、広範囲にわたっての話は、なかなかまとめられないんですよという話は確かにあるんです。こういう形の質問を仮に出したとしたら、それはやっぱりちゃんと答えてほしいなと。

当然ながら質問するときには、こんなことでしますよという話をアバウトでもしますよね。そのことでは、アバウトにチームを組んで、その中でまとめてほしいなと、そういうやりかたをしてほしいなと。やっているならいいですよ。やってないときがいろいろありましたから。そういうことを皆さん、そういう経験があるんじゃないかなと思うんですけど、政策創造部がもっと中心になって、そこらあたりを話をまとめるということをやってほしいなと思います。

川端委員

西沢委員の質問で私も感じるところがありましたけれども、県には、政策調査幹という立場の方がいますね。様々な縦割り行政の中でいわゆる部局を超えて共通する課題については、政策調査幹という方が横軸を通すように調整しているのではないですか。

その点について、確認したい。

平井総合政策課上席政策調査幹

今、政策調査幹制度についての御質問を頂戴いたしました。

委員からお話のございましたように、現在、各部局におきまして政策調査幹というのを配置しております。本務は政策創造部ということで、兼務という形で各部を所管しているわけでございますけれども、その座席は、各部の主管課のほうにあるという形をとっております。先ほど来の御論議にもございますように、県政にとりましては非常に多様な課題がございます。

しかも部局をまたがる課題もあって、解決に向けましてはスピード感を要するということもございますので、部局間の横割り調整を果たすということで政策調査幹が配置されておりまして、その指揮命令と言いますか、総括を上席政策調査幹が行うと、そんなシステムになっております。

川端委員

私もそのところは、理解をしておるんです。今の西沢委員の話は、知事の指令のときには、今のような政策調査幹が知事の思いをきちっと調整するというのはあるんでしょう。

しかし、西沢委員がおっしゃったのは、我々委員から見たときに、複数の部局が関わるような課題のときに、我々の思いを調整してやってくれるという機能は、政策調査幹にはないのではないかと思うんですが、そのあたりはいかがですか。

平井総合政策課上席政策調査幹

県政をめぐる課題というのは、先ほども申しましたが非常に多岐にわたっておりまして、日々、県民のニーズというのは新たに生じてきていると、そういう認識のもとで、私ども政策調査幹は業務に当たっているところでございます。

したがって、あらかじめ決められた課題にだけ取り組むという姿勢で臨むというのではなくて、柔軟な姿勢でこれからも取り組んでまいりたいと思っているところでございます。

川端委員

それでは、我々は部局横断的な課題だと思った場合に、それぞれの担当部署に議員が直接当たることもやりますけれども、政策調査幹に来ていただいて思いを話すと、その政策調査幹のほうからある程度答えが頂ける、こんなふうにもなりますか。

平井総合政策課上席政策調査幹

部局間の調整をさせていただくという非常に重要な業務であると考えております。

その一方で、各部局におきましてそれぞれの課題について、いわゆる縦ラインで解決していくという使命とか、そういうものが非常に強くございます。その縦と横のバランスを取りながらというところもございますけれども、いわゆる縦割りの弊害という形に陥らないように、私たちども政策調査幹は、しっかり取り組んでいきたいなと思っているところでございます。

川端委員

西沢委員の思いがどこまでかというのは、私も十分に分かりませんが、今の西沢委員のお話を聞いていると、どうも縦割りがあって、我々議員の思いを投げ掛けても縦割りの答えは返ってくるんだけど、横の調整がなされていないんじゃないかという思いであつたと思うんですね。

そんな中で、飯泉県政の特徴は、この政策調査幹を置いて、横のラインをきちっと調整するということをやられておるといふふうなんで非常に評価をしておるところなんですけど、その組織が我々にも身近な組織であつて、こういう問題があるけれども部局が幾つかにわたっているふうなんで調整して教えてくれんかというようなものにも答えていただけたら非常に助かるというふうなところでございます。これは答えは要りません。また一回是非、御検討いただきたいと思ひます。

それでは、私の質問をしたいと思ひますが、人口減少社会への対応がどのようにできておるといふふうなことで、お聞きをしたいと思ひます。

vs東京「とくしま回帰」総合戦略を今つくっておるわけですけども、この基本目標の中で、2020年までに転入転出者の数を均衡する、いわゆる社会増減をゼロにする、そんなふうな計画を挙げております。

直近の平成28年度の社会増減はどのようになっているか、まず、このことから教えていただきたいと思ひます。

渡邊地方創生局次長

ただいま川端委員から、社会増減の直近の状況について御質問を頂きました。

まず、vs東京「とくしま回帰」総合戦略の基本目標といたしまして、新しい人の流れづくりを掲げておりました、委員からお話しいただきましたとおり、2020年までに転入転出者数を均衡と掲げているところでございます。

徳島県の推計人口、月報をもとに集計いたしましたところ、平成28年度における転出超過数は1,811人となっております、前年度の平成27年度は2,023人でありましたので、212人改善しているところでございます。

数年ぶりに状況が改善したという状況でございますので、県のほうで総合戦略に基づいて取組を進めております成果が一定、出てきているのかと考えているところでございます。

川端委員

平成27年度、平成28年度を比べると、かなり減ったっていうところまでは分かります。今の数字でも2,023人が1,811人に減っているということですね。それはいいでしょう。

しかし、県の計画というのは、平成32年、後2年後ぐらいには、これがゼロになるという、大変ハードルが高いかなと思うんですけど、このことについてはいかがですか。

渡邊地方創生局次長

川端委員から御指摘のとおり、2020年までにその転出超過数をゼロにするという目標を掲げております。

ここ数年、転出超過数が年々増加していたわけですが、ここにきまして約4年ぶりに増加幅が減少したということで、我々といたしましても転出抑制策、そして転入促進策ということで移住関係も含めまして、積極的に総合戦略に基づいて取り組んでいるところでございます。

御指摘のとおり、容易ではないというふうに考えておりますけども、危機感を持って総合戦略のもとでしっかり取り組んでいきたいと考えているところでございます。

川端委員

今、徳島県は、転出超過の県であります。東京都をはじめ転入超過という県もあるようです。この転入超過の県について、今どんな状況なのか。どういう県が転入超過で、それにはこういう背景があるんだろうと、そのあたりのことを教えていただけますか。

渡邊地方創生局次長

ただいま川端委員から、転入超過の都道府県の状況についての御質問を頂いております。

これは総務省統計局が出している、住民基本台帳人口移動報告の平成28年結果がもとの集計でございますけれども、平成28年は7都府県で転入超過となっております。

具体的に申し上げますと、東京都が一番多くて約7万4,000人、続きまして千葉県、埼玉県、神奈川県、その後に愛知県、福岡県、大阪府となっております。いずれも大都市でございます。

特に、東京圏だけで約11万8,000人の転入超過となっております。東京オリンピック・パラリンピックに向けて再開発等が進んでいるということも影響等があるのかというふうに考えております。

川端委員

今の7都府県では、うらやましいような超過というふうな状況になっておるようですが、その反面、流出してしまった都道府県もたくさんあるということでしょうね。ますます、いわゆる強い所は更に強く、弱いと言葉に語弊がございますけれども、弱い所は力が下がっていつている、そういう状況だと思えます。

この社会増減というのは、県単位で見た場合に今のようなお話ですけれども、市町村ぐらゐの規模で見たときに、社会増減はどんな状況になっていきますか。

渡邊地方創生局次長

ただいま川端委員から、県内の市町村の状況についての御質問を頂きました。

こちらは、徳島県の推計人口年報の平成29年1月1日現在をもとに集計したものでございます。平成28年は5市町村で転入超過となっております。裏を返せば、それ以外の市町村については転出が進んでいるということですが、転入超過となった市町村ですが、多い順に、徳島市が205名となっております。続いて板野町が80名、北島町が26名、藍住町が17名、佐那河内村が7名でございます。

川端委員

佐那河内村はプラスなんですか。これはどういうことでこんなふうになっているんですか。

渡邊地方創生局次長

佐那河内村におきましては、2009年以來の7年ぶりの社会増となったわけですが、空き家を活用した移住施策を積極的に、村を中心に取組まれているということで、一定の成果が出てきたと考えるところでございます。

川端委員

今日の質問は、2020年までに均衡の状況にするという県の方針でありますけれども、この達成は、大変難しいように思うわけなんですけれども、この目標達成に向けてどのようにやっていくのか、今後の計画についてお聞きします。

渡邊地方創生局次長

川端委員から2020年目標の達成に向けてと、御質問を頂きました。

委員御指摘のとおり、容易な目標ではないと認識しているところでございます。当然、強い危機感を持ちまして、総合戦略の達成に向けて取り組んでいきたいと考えております。

特に、社会増減の対策につきましては、転出を抑制するという観点と、転入を促進していくという両面で、積極的な施策を展開していくことが必要だと考えております。代表例になりますけれども、転出抑制策につきましては、今現在、若者の地元定着の促進を図るために県内の企業に一定期間勤めた場合の奨学金の返還支援制度というものを積極的に展開しているところでございます。また、転入促進策の代表例でございますけれども、やはり移住施策というものが重要になっております。

移住施策につきましては、具体的に申し上げますと、県、そして県民局、あと東京本部なども含めまして相談窓口を設置しております。また、平成27年から移住相談専門員、移住コンシェルジュという役割を持った人を、徳島駅前のとくしま移住交流促進センターに平成27年8月に設置しております。また同年12月には東京都有楽町のふるさと回帰支援センターにも同様に移住コンシェルジュを配置し、センターの中で窓口を置いております。また、大阪も重要な拠点となりますので、月1回定期的に相談会を開催しております。

これは県の体制ですが、市町村におきましても、外部の方が移住に関する相談をするときに、いろいろ空き家の情報であったりとか、移住交流施設の体験の御案内とか、そういった相談を受けるような移住交流支援センターというものを、県内で着々と進めているところでございます。あわせて、情報発信が重要になりますのでそれにつきましては、平成27年3月に「住んでみんなで徳島で！」ということで、情報発信を的確にできるようなホームページも用意し、移住のセミナーやフェア、移住体験ツアーにも積極的に取り組んでいるところでございます。

川端委員

約1年くらい前に、我々、自民創生会という会派を立ち上げておりましたけれども、そのときに鳥取県に視察に行きまして、大変熱心な地域イベントをやっておりました。お試し居住というか、まずは来ていただいて、お試しの数日間の田舎での暮らしを体験してもらって、そして移住につながるというふうなことだったと思いますが、徳島県は、お試し移住というのは何か考えているのですか。

渡邊地方創生局次長

ただいま川端委員から、お試し移住というような観点の御質問を頂きました。

県のほうで、移住体験ツアーということで、短期間で徳島県の自然とか、文化に触れてもらうという体験を平成27年度から実施をしているところでございます。

平成27年度につきましては、上板町や神山町、佐那河内村で、実際の体験、藍染めの体験とか、サテライトオフィスの見学とかをしていただいております。平成28年度につきましても、上勝町で「いろどり」を見ていただいたり、美波町で赤松座を見学していただいたりということで、それぞれ年1回ずつ開催してきたところでございます。

今年度につきましては、それまでは年1回だったんですけども、やはり東部、南部、西部とそれぞれ地域性もございまして、地域関係で3県域に分けて実施できるような体制と、あともう一つ全体的なものということで、合計4回を今年度は実施できるような形で検討を進めているところでございます。

川端委員

都会には都会の良さがあるし、田舎には田舎の魅力があるんですね。田舎の魅力を市町村ごとに、やはり市町村がしっかりまずは頑張ってくれないと県だけでは難しいと思いますが、市町村それぞれに魅力があって、木頭村では木頭村なりの山林で、なくてはならないようなきれいな空気とすばらしい環境がございまして。

そういうふうなところを生かして、鳥取県ではやっておりましたから是非、県内の市町村を巻き込んで、それぞれの魅力をもう一度精査をして、そして地域移住につなげていく余地があるのかなのか、しっかりと分析をして、計画を立てていただきたいと要望をしておきたいと思っております。

結局、若い方の流出は、是非防いでいきたいんですけども、一番大事なのは働く場の確保でないかと思うんです。卒業した方がちゃんと稼げるようなそういった状況がなければ、仕事を求めて県外に流出するというふうなことではないかと思っております。

そればかりではありませんけれども、是非、若い方の働ける場の確保といった観点からも流出の抑制に力を注いでいただきたいと要望して終わりたいと思っております。

庄野委員

中山委員から民泊のことも言われました。5月26日の朝日新聞ですけれども、民泊特区相次ぐ苦情ということでありまして、特区制度を用いた大阪市ですけれども、かなりトラブルみたいなのがあって、大半がヤミ民泊で実態が把握困難であると。

民泊の仲介最大手のエアビーアンドビーというサイトには、全国で約5万1,000件の施設

登録があつて、大阪府は東京都に次いで約1万3,000件の登録があり、民泊が普及しているというようなことなんですけれども、かなりトラブルがあるというようなことが指摘をされています。多分、こんなことがあつて、民泊新法、住宅宿泊事業法というのが新たにできて、無許可で営業するヤミ民泊の横行や近隣トラブルの増加を背景に民泊を営む際のルールを定めた法案ということです。

まず、この民泊新法というのは、もう適用されているのですか。いつから適用になるのですか。

また、この中には、民泊営業をする家主に対し、都道府県への届出を求めるとなっていて、県の危機管理部というふうに理解しているんですけど、この届出をどこの部局に届出されて、これを許可するようになるのかどうか。

あと、営業日の上限は年180日とか、仲介業者に官公庁への登録を求めるといった内容というようなことが出ていますけれども、いつからこの民泊新法というのは施行になって、県庁のどこが届出を受けて許可をするのかというのをお聞かせください。

渡邊地方創生局次長

ただいま、庄野委員から民泊新法、いわゆる住宅宿泊事業法に関する御質問を頂きました。

この法律につきましては、今月、6月9日に成立しまして、公布日が6月16日となっております。1年以内の施行となっておりますので、来年の6月15日までには施行されるということで、まだ施行日につきましては政令が別途出ますので、それが確定しない限りは決まっていないところで、1年以内の施行ということだけが決まっているところでございます。

あわせて、委員御指摘のとおり今回の住宅宿泊事業法の中では、住宅宿泊事業、いわゆる民泊サービスを行おうとする者は都道府県知事に届出が必要となっております。

届出の先ですけども、まだ、法律ができたばかりで、関係部局が多岐にわたるということもございますので、県庁内の関係部局しっかりと調整をして、施行に向けてそこら辺を含めて考えているところでございます。

また、あくまで届出でございますので、許可とは違いますので、届け出た段階でそれは特段、許可その他など必要というのではございません。

庄野委員

やはり、民泊新法では、虚偽の届出をした場合は最高100万円の罰金か1年以下の懲役を科すなど、現行の旅業法に比べて罰則を強化するということになっているので、比較的重い罪になるんでしょうけれども、いろんな届出が出てくるかも分かりません。

やっぱり届出された以上は、どこか誰かが、現場に見に行ったりはしないのですか。

渡邊地方創生局次長

ただいま、届出に関する御質問を頂きました。

今、国のほうで考えてるところですけども、届出をされるという中で、手続に係る情報を一括して共有するシステムというものを施行に向けて構築するということになっており

ます。

届け出ますと、それが関係部局に一斉に共有されるということになっていまして、消防であったり、防犯の関係で建築部局であったり、あるいは衛生部局であったり、いわゆる関係する所が一括で瞬時に共有できるというものができると聞いております。

そういった観点で、問題がある所については、各担当部局のほうで立地指導であったりとか、そういった対応が必要に応じてとられていく流れになっていると認識しております。

庄野委員

防犯の関係、消防、市町村の役割とか、いろいろ関わりがあってくると思うんですけども、例えば、消防的にいけるのかとか、そんなのをみんな共有したのを何かサイトみたいなものを見てから、では行ってみようかとかいうんですかね。

どこかが一元的にそういう消防とか衛生面とかを、ちゃんと立ち入りして、いろんな関わりがあるんですけども、見ていくような必要があるんじゃないかと思うんです。共有はできるんだけど、いけると思って行かなかったということになったら、例えば、火事になって、逃げる所がなくてというような事故になったら困るので。

民宿とか旅館とかが開業するんであれば、多分、届出して、きちんと衛生面とか機材、器具とかそういうふうな検査をして許可すると思うんですけども、これは、届出だけでいいとって、例えばいろんな部分が見えるとなれば、見えるけれども行かなかったというんだったら、ちょっと不安が残るように思うんです。1年以内なので、まだ時間があるんでしょうけども、外国人も来て泊まるわけですから、もう少し、きちんとした民泊というような形になったほうがいいんじゃないかなというように気がしています。

県のほうは今のところ、市町村、警察、消防、衛生面とかそんな所と届出があったら共有をして、きちんといけているのかどうかを一度、どこかが目で見て判断されたほうが、いいんじゃないかなという気がしましたので、指摘をさせていただきました。

渡邊地方創生局次長

委員から御指摘のとおり、安全・安心の民泊というものが大前提となりますので、今回新しい法案の中で健全な民泊をすすめようということで、要は、今までヤミ民泊という形で旅館業法の許可も取ってないというようなものが都心部を中心に横行していたわけですので、それを改善するために一定のルールということで、できました。

我々としても、安全・安心ということが大前提になると認識しておりますので、知恵を絞って、しっかりと疑念を払拭できるように取り組んでいきたいと考えております。

庄野委員

よろしく申し上げます。この前、視察に行った平等寺なんかは、シームレス民泊ということで、中山委員も提唱されて、実際に値段も決めて動いているんですけども、県内には、きちんとした民泊というのは、今のところは何軒ぐらいあるんですか。

渡邊地方創生局次長

旅館業法の許可の担当部局では把握しているかもしれないですけども、正確な数字は持ち合わせていませんが、いわゆる旅館業法の許可を得た簡易宿所のほかに、農家民泊というものがございまして、これにつきましては、延べ開業件数が41件で、営業中のものが33件といった数字を把握しているところでございます。

庄野委員

次の質問ですけども、総務委員会に県立総合大学校本部の本部長、副本部長が出ていただいております。私も余り、県立総合大学校本部を聞いたことがなかったんで、せっかく来ていただいているのでお聞きしたいと思うんです。

県立総合大学校本部の講座はどのぐらいあって、受講者はどういうふうな方が、何人ぐらい年間受講されているのか。それと、人件費を除いた事業の予算というのは、大まかで結構ですので幾らか。そもそも県立総合大学校本部は、どこにありましたか。少し、お聞かせください。

阿部県立総合大学校本部副本部長

県立総合大学校本部ですけども、まず場所は、南庄町のほうに自治研修センターがございまして、そこに県立総合大学校の本部があります。

そこで、大まかな取りまとめをしているわけですけども、県がやっているいろんな講座を取りまとめて、一元的に情報提供をしたり、あるいは人材バンクをつくったりしている機能を有しております。

主な講座数ですけども、平成28年度におきましては、1,819講座、受講生は、延べですけども9万8,563人というような受講生になっております。当然、私のほうの本部がする講座もあるんですけども、各部局においてやる講座というのがございまして、その講座を取りまとめて、私のほうで情報提供をしたり、あるいはガバナンスを効かしているという状況でございます。

庄野委員

1,819講座の中で、自治研修センターに来てもらって行っている講座というのは、どのぐらいあるのか。いろんな所でやっているんですか。

例えば、講座の種類にしても対象者にしても、今、いろんな振り込め詐欺とか特殊詐欺みたいなのがいっぱいありまして、そういうのから被害を防ぐための講座も多分あると思うんですけども、主な講座で総合大学校で行っているのは毎週しているんですかね。私も認識不足ですけど、少し状況を教えていただけたらと思います。

阿部県立総合大学校本部副本部長

自治研修センターのほうの県立総合大学校本部では、本部主催講座ということで年何回か、この前の土曜日にも、蔦哲一郎さんに来ていただいて講演などをしておりますが、それ以外にも、語学講座とか県民の皆さんが企画する講座というのを結構、頻繁にやっております。

それ以外の講座につきましては、それぞれの部局がそれぞれの場所で、講座を企画して

実施しているということでございます。例えば、危機管理系でございましたら防災人材育成センターとか、女性系でありましたらフレアとくしまとか、そういう所で実施をしております。

先ほど、予算のことを申し遅れまして、すみませんでした。県立総合大学校本部のほうで幾つか予算を取っております。例えば、講座一覧表をつくるとか、ウェブのシステムを動かすとかで、平成29年度当初予算では、県立総合大学校本部推進事業費として850万3,000円の予算を取っております。

それ以外に政策研究とかもやっております。その予算として、地域の未来図作成支援事業ということで500万円の予算を取ってございましたり、もろもろ合わせて事業を実施しておるところでございます。

庄野委員

大体、分かりました。こんなことやっているという資料があったら、後ほど下さい。

井川委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」という者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、政策創造部関係の調査を終わります。

議事の都合により、休憩いたします。（11時24分）